平成２２年（フ）第３２号
沖縄県浦添市宮城５丁目６番２―201号　きたなはマンション
債務者　奥平　エマ（ＯＫＵＨＩＲＡ　ＥＭＭＡ　ＡＬＯＮＺＯ）
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４７号
岐阜県各務原市那加桐野外二ケ所大字入会地６番地４　岐東ハイツⅠ棟205号室
債務者　臼井　　嵩
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５６号
岐阜県美濃市2458番地
債務者　大野　　顕
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５７号
岐阜県羽島郡岐南町野中７丁目112番地　雇用促進住宅Ⅱ棟402号室
債務者　川西　　多
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６３号
岐阜市六条北３丁目15番15―501号　プロスパー
債務者　中島　孝美
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６４号
岐阜市御望２丁目71番地３
債務者　青山　千草
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
神戸市灘区灘北通９丁目３番４号
債務者　山西　秀幸
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９９号
神戸市兵庫区里山町653番地、従前の住所京都府京田辺市河原北口21番地の１
債務者　川原　　強
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１３号
神戸市東灘区深江南町４丁目13番29―802号
債務者　飯牟田由美
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１５号
神戸市垂水区塩屋町３丁目25番２―509号
債務者　平田　エリ
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３号
広島県福山市春日町５丁目10番10号　高橋住宅１号
債務者　景行　美恵
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２４号
広島県福山市大門町大門95番地７
債務者　村上　雅美
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３１号
福島市飯坂町平野字東原26番地の４　セゾンハイツ201号
債務者　風間　雪恵
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４０号
福島市五老内町６番４号　フジコーポラス202号
債務者　渡邉　洋子
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１７６号
福岡県田川郡添田町大字中元寺847番地の13
債務者　山本　伸一
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１１号
茨城県鹿嶋市下津265番地72
債務者　遠藤　澄子
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１２号
茨城県鹿嶋市鉢形台２丁目18番地７
債務者　箕輪　洋子
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５号
茨城県鹿嶋市佐田555番地　市営佐田団地２―403
債務者　佐藤　泰蔵
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部